

経済産業大臣政務官  
佐藤 啓 様

## マッチングアプリ有志勉強会の中間提言

マッチングアプリに関する国会議員勉強会

わが国では2012年あたりから各マッチングアプリのサービスが登場し急速に市場が拡大。18歳から59歳の20人に1人が婚活・恋活にマッチングアプリを利用している（米国では10人に1人）。とりわけ20代から30代では友人紹介に次ぐ2番目に多い交際相手探しの手法となっている（2019年）。加えて、コロナ禍で対面での交流が制約されていることもマッチングアプリのサービスの利用を加速化。本年には市場規模も500億円を超えるとみられている。

こうした中、2017年に（一社）結婚・婚活応援プロジェクトのインターネット婚活分科会が設立された。同分科会の下で、翌年には自主規制基準が策定され、昨年には、特定非営利活動法人結婚相手紹介業認証機構において婚活サイト・婚活アプリの認証制度が創設されるなど、利用者トラブルを防ぎ安全・安心なサービスを確立するための自主規制ルール等が構築されているところ。

他方で、政府は「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（いわゆる「出会い系サイト規制法」）でマッチングアプリを規制している。もっとも、今から20年前に社会問題化した出会い系サイトを念頭においた同法がマッチングアプリの業態に完全に合致しているとは言い難い。例えば、出会い系サイトと異なり、マッチングアプリでは公的証明書による本人確認を実施し目的外利用に関する365日24時間パトロールも実施している。しかしながら、出会い系サイト規制法の対象業種というだけで広告やビジネス連携等が断られてしまうケースが多く、法律が意図しない影響を発生させてしまっている。そもそも出会い系サイト規制法は児童（18歳未満）の保護を目的としていることから、成人も含めて広く消費者トラブルを防止するとの観点から必ずしも十分とも言い難い。

わが国の「静かなる有事」ともいえる少子化問題は婚姻数の減少によるところが大きい。お見合いや職場等での自然な出会いが減少する中で、それに代わる出会いの手段が見つけられていないのが現状である。そこで、公的結婚相談所や民間結婚サービス業と並び相手探しの手段となっているマッチングアプリのサービスの振興を図りつつ、より安心安全にしていくため、以下の提言を行う。

1. 結婚相談所は経済産業省が所管しているものの、マッチングアプリには所管省庁が存在しない。法律上も上記の出会い系サイト規制法や電気通信事業法があるのみである。そこで、経産省がマッチングアプリ事業者の政府の窓口となり、結婚相手探しだけでなく純粋な恋活や友達探しのサービスも含めたマッチングアプリ全体について、安心安全なサービスの確立と業界の振興を担うと同時に、より広範な自主規制ルールの確立や出会い系サイトとは区分した法整備も視野に入れて検討を進めること。

上記の法制度の検討にあたり、児童の保護や消費者トラブルの回避を最重点としつつも、出会い系サイトとの相違を踏まえた、より実態に合った仕組みを検討すべきである。例えば、広告規制のあり方、年齢確認業務を外部委託する場合、委託先で従事する従業員が変わる度に所轄の公安委員会に届け出なければならないといった実務上の課題への対応も含め検討を進めること。

2. マッチングアプリがオンライン上で完結する形でサービスを提供できるよう行政のデジタル化を進めること。例えば、マッチングアプリのリスクをより低減できる单身証明書は本籍地の自治体が発行しているが、窓口での申請と交付が原則となっており殆ど発行実績が無い。マッチングアプリや結婚相談所での利用のみならず、一部海外では事実婚や同性婚を行う日本人のカップルも求められており、（現状では6団体に止まる）オンライン申請を推進するとともに、将来的にはマイナポータル等も活用しデジタル発行も可能となるよう政府は検討すること。

3. 本年の第16回出生動向基本調査において初めて、交際相手や配偶者と知り合ったきっかけ選択肢に「ネットで」という項目が加わった。国立社会保障・人口問題研究所では、この調査の結果を踏まえてマッチングアプリが出生動向に及ぼす影響を更に分析すること。こうした分析を踏まえて、マッチングアプリを通じて社会課題を解決する方策を検討すること。

以上